

「使える知識」と 「行動できる力」を身に付ける —消費者トラブルを学ぶ授業—

石川 周子 Ishikawa Shuko 東京都立文京高等学校 公民科主任教諭
教員歴11年。前任校のチャレンジスクールである東京都立大江戸高等学校から、成年年齢の引き下げを見据えて、さまざまな消費者教育を実践

消費者教育 実践事例集

成年年齢引き下げで生徒を取り巻く 消費者トラブルの状況は

民法の改正により、2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。消費者問題において、成年年齢の引き下げは「未成年者取消権行使年齢の引き下げ」を意味しますが、これから学校現場では、どのようなことが発生するのでしょうか。

一般的には、2022年4月以降、高校3年生のクラスに成年と未成年が混在するという状況が発生します。これは未成年者取消権が“使える生徒”と“使えない生徒”の混在を意味し、もしクラスの中で消費者トラブルが広がってしまった場合、未成年者取消しによって救われる生徒と救われない生徒が出てきてしまう可能性があるということです。特に高校3年生は、進路選択という人生の大きな岐路に立つ時期でもあり、生徒によっては「進学したいけれども、家庭の経済状況を考えて就職する」「予備校に通いたいけれども、保護者に金銭的負担をかけたくないから、自分で勉強するしかない」など、大きな額のお金の存在を意識する時期と重なります。この時期に「まとまったお金が手に入る」などと誘惑されると、自分だけは大丈夫と間違った判断をしてしまう生徒が出てきてしまうのではないかと危惧されます。

「実践」を通じて 本当の意味の「学び」につなげる

「消費者問題」は高校生である生徒にとってとても身近な問題であるにもかかわらず、発生し

ている消費者トラブルの種類や対処方法の知識を習得させることにとどまり、実際に「行動できる力」を養うまでに至っていないというのが私の授業の課題でした。そこで、ただ知識を得るだけでなく、実践と組み合わせることで、生徒たちに当事者意識を持たせ、実生活でトラブルにあった際に「使える知識」や「行動できる力」を高めたいと考えました。

今回紹介する授業では、若者に身近な消費者トラブルの相談事例を示し、生徒たち自身が問題点を見つけ出すことや、消費生活センターへの電話相談の疑似体験を行うことで、当事者意識が高まるよう工夫しました。

授業の具体的な内容

ここから、私の前任校のチャレンジスクールである東京都立大江戸高等学校の現代社会の授業で実施した内容を2つ紹介します。

①「消費者トラブルの設問」を使った授業

☒はワークシートとして使用したキャッチセールスの事例です。生徒には気になる箇所、問題と思われる箇所に下線を引き、契約の取り

☒ 授業で使用したワークシート

<やってみよう!>

☒ 次の事例は、契約の取り消しが“できる?” “できない?” 気になる所に下線を引き、理由も考えよう。

街で「無料ネイル」の勧誘を受け、店舗に行った。そこで「このままだと肌がボロボロになる。この化粧品を今から使えば、安心」と、高額の化粧品を勧誘された。何度も断ったが、店員が何人も入れ替わりながら夜中まで勧誘され、困ってしまい、仕方なく契約書にサインをした。解約できるか。

消しができるか否か、その理由を自分の言葉で考えて、発表してもらいます。

2～3行目の「このままだと肌がボロボロになる。この化粧品を今から使えば、安心」や、4～5行目の「何度も断ったが、店員が何人も入れ替わりながら夜中まで勧誘され」などに下線を引く生徒が多くいました。そして、理由を含めた生徒の答えとしては「精神的に追い詰められた後の契約なので、取り消しができる」や「自分の意思で契約したわけではないので、取り消しができる」などが出ました。

その後、「肌がボロボロになる」の箇所では消費者契約法の「不安をあおる告知」に、「何度も断ったが夜中まで勧誘」の箇所では同じく消費者契約法の「退去妨害」に当たるので取り消しが可能と私が解説すると、自分の考えと知識が結び付き、自信がついたようすでした。そして、そもそも、キャッチセールスの事例なので、クーリング・オフの対象となり、不当な勧誘の有無を問わず8日以内であれば契約を解除できるという知識を加えると、生徒の間に安堵の^{あんど}空気が流れていました。

②消費生活センターへの相談を疑似体験する

消費生活センターの相談員を授業に招き、電話相談を疑似体験しました。消費者トラブルにあった際の相談先として、生徒たちは188の番号は知っていても、その電話でどのようなことを聞かれるのか、また、用意しておいたほうがよいものは何か、といった知識がなく、電話相談に対するハードルが高いのが現状です。そこで、これまでに消費生活センターに寄せられた相談事例をもとに、生徒が電話相談をする設定で、相談員に対応してもらいました。

生徒たちは、相談員の丁寧な聴き取りに「電話をすると、このように対応してもらえるのかと、よく理解できた」など、安心しているようすでした。また、相談員からの「皆さんの相談は、自分のトラブルを解消する手掛かりを得られる

写真 契約の取り消しができるか、意見を出し合う



だけでなく、消費生活センターに情報が集まることにもなり、次の被害者を減らすきっかけになっている」という言葉を受け、授業後の感想では「自分の消費者トラブルの相談が、今後の被害者を減らすことにつながっているとは初めて知った」「困ったときは相談してみようかなと思えた」などと答える生徒が大勢いました。

①②の授業を通じて「消費者トラブルに巻き込まれた時も、今回の知識があれば、少し冷静に対応できそうな気がする」「これからも消費者としてずっと使っていく知識なので、忘れずにいたい」などの感想が寄せられました。

2022年度に向けて

消費者トラブルを学ぶことは、生徒たちが「自立した消費者」となることに加え、消費者トラブルという現代社会の課題解決に向け、社会の一員として積極的に関与する消費者となることにもつながると思います。

2022年度から、高校3年生のクラスでは、成年と未成年の混在という新たな局面を迎えます。しかし、多くの生徒が高校在学中に成年を迎えることは、見方を変えると、身近に相談できる大人が多いということでもあり、これまでよりも若者の消費者トラブルを防ぐチャンスなのかもしれません。今後も指導方法の改善や工夫を重ね、2022年度を迎えたいと思います。